◆ 人材開発支援助成金（旧建設労働者確保育成助成金）について

技能実習のうち、登録教習機関に委託して実施する場合は、計画届が不要になりました。人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）を使用される場合、申込時に人材開発センターまでご連絡ください。

受給対象となる会社は下記の条件を満たしている中小建設業２９業種となります。

①資本金の額もしくは出資の総額が３億円以下又は常時雇用する労働者数が３００人以下

②雇用保険料率 18.5/1,000 に加入

③受講者が被保険者であること

●受講料は事業主負担　　●受講中（本人の賃金も事業主が負担）

【お問い合わせ先】

北海道労働局 職業対策課 雇用対策係　　電話 011-738-1043（直通）